

平成30年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(10)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

平成30年12月13日から平成31年1月8日までの間において実日数9日間

方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。「備品整理基準価格の改定に伴う物品管理に関する事務処理について（通知）」（平成29年3月21日付け28練会第479号）に基づき、所定の事務処理を完了させているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づいた施設管理が行われているか。

(ク) 「区民参加と協働」のプロセスから事業を見直しているか。協働の相手方がどのように捉えているか把握するなど、協働事業の有効性を総合的に検証しているか。

イ 重点事項

(ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

(イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成27年5月25日付け27練総経第132号)が遵守されているか。

(ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 環境部

(ア) 環境課

(イ) みどり推進課

(ウ) 清掃リサイクル課(以下の施設を含む。)

・資源循環センター

(エ) 練馬清掃事務所

(オ) 石神井清掃事務所(以下の施設を含む。)

・谷原清掃事業所

イ 都市整備部

(ア) 都市計画課

(イ) 交通企画課

(ウ) まちづくり推進課

(エ) 東部地域まちづくり課

(オ) 西部地域まちづくり課

(カ) 新宿線・外環沿線まちづくり課

(キ) 大江戸線延伸推進課

(ク) 住宅課

(ケ) 開発調整課

(コ) 建築課

(サ) 建築審査課

ウ 土木部

(ア) 管理課

- (イ) 道路公園課
- (ウ) 維持保全担当課（以下の施設を含む。）
 - ・ 東部土木出張所、北町材料置場
 - ・ 西部公園出張所、立野公園
- (エ) 計画課
- (オ) 特定道路課
- (カ) 交通安全課

2 監査結果

適正に行われていた。